岐阜県内宿泊事業者支援金 Q&A

令和3年5月15日

更新 令和3年5月16日

更新 令和3年5月19日

更新 令和3年5月26日

【制度について】

Q1-1. 支援金を支給する趣旨は?

A. 新型コロナウイルス感染拡大により、宿泊需要の創出を図ることができない状況が続く中、まん延防止等重点措置区域の指定などに伴い宿泊客数がさらに減少し、宿泊施設の経営は大変厳しくなっています。

そこで、今回、施設の維持管理に負担が大きい宿泊事業者の固定経費の一部を支援させていただく趣旨で、規模に応じた支援金を支給させていただくものです。

Q1-2. 支援金は1回だけのものか?

A. まん延防止等重点措置区域の指定や緊急事態宣言の回数や時期にかかわらず、 今回限りの支援策です。

Q1-3. 支給区分の根拠は?

A. 一般社団法人日本旅館協会が使用している大旅館、中旅館、小旅館の区分を 参考に、定員をベースに独自で区分を設定しています。

※施設の区分

- ①小規模(定員 50人以下)
- ②中規模(定員51~200人以下)
- ③大規模(定員200人超)

Q1-4. なぜ定員で区分するのか? 部屋数や床面積を考慮しないのか?

A. 施設の規模を図る指標は複数ありますが、今回の支援金は、迅速に審査を行い、 早期支給を図るため、経営規模をシンプルに判断する区分として、「定員数」を用いることにいたしました。

なお、「定員数」には従業員は含みません。

- Q1-5. 複数施設を所有している宿泊事業者は、施設ごとに申請可能か?
- A. 施設ごとの申請はできません。事業者単位となるため、複数施設を有する事業者は、各施設の定員を合算し申請していたただきます。
- Q1-6. 県外にも宿泊施設を有しているが、合算することは可能か?
- A. 県外の施設を合算することはできません。
- Q1-7. 本社所在地が県外で、岐阜県内に宿泊施設を有している場合は申請が可能か?
 - A. 本社所在地が県外でも、岐阜県内にある宿泊施設については、申請が可能です。

【対象について】

Q2-1. 支援金は、どのような宿泊事業者が対象か?

A. 旅館業法で規定する「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の岐阜県知事又は岐阜市長の許可を受けており、県内で不特定多数の利用に供する宿泊施設の営業を行う事業者を対象とします。

ただし、次に掲げる施設及び事業者を除きます。

<対象外施設>

- (1) 国、県、市町村又はいわゆる第三セクター等が所有、管理又は運営する施設
- (2)店舗型性風俗特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項)を行う施設(いわゆるラブホテル等)
- (3) 住宅宿泊事業法に規定の「民泊」及び旅館業法に規定の「下宿営業」

<対象外事業者>

- (1) 国、県、市町村又はいわゆる第三セクター等
- (2) 暴力団等の反社会的勢力に属する事業者及び代表者又は役員が暴力団等となっている法人

Q2-2. 住宅宿泊事業(民泊)の届出者は、対象とならないのか?

A. 今回の支援金は、施設の維持管理に負担が大きい宿泊事業者の固定経費の一部を支援させていただく趣旨で制度が作られているため、旅館業法の許可を受けている事業者に限定させていただいております。

Q2-3. 現在休業している事業者は対象外か?

A. コロナ禍により休業されている事業者については対象といたしますが、誓約書や確定申告書などにより、「今後、経営を継続する意思」や「令和2年の営業実績」などを確認させていただきます。

- Q2-4. 休業している施設も対象になるとのことだが、いつから休業した場合が 対象となるのか?
- A. 今回の支援金はコロナ禍の影響を受けた事業者を支援する目的であるため、コロナ禍が始まった令和2年2月以降に休業した事業者が対象になり、それ以前から休業していた事業者は対象となりません。

Q2-5. いわゆる大企業も対象か?

A. 企業の規模による除外は想定しておりません。

Q2-6. 時短要請の協力金の支給を受けた事業者も申請してよいのか?

- A. 営業時間短縮の協力要請に伴う「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」とは別に、申請いただけます。
- Q2-7. 通年で営業していない施設(例:バンガロ一等)であるが、対象になるか?
 - A. 通年で営業していない施設であっても、上記Q2-1の条件に該当していれば、対象となります。